

第 3 章 道路台帳平面図

3-1 目 的

道路台帳平面図は、道路現況平面図の数値地形図データに道路法施行規則第 4 条の 2 項の項目を記載して道路法で規定された図面の要件を満たしたものとするとともに、後続作業の基図となる。なお、作成した数値地形図データは、所定の道路台帳図チェックシステムにより、規定どおりの仕様で作成が行われているか内容確認を実施し、エラーの無いデータを作成するものとする。

3-2 作業項目

- (1) 道路台帳平面図の作成
- (2) 道路台帳平面図記載項目の調査
- (3) 調査項目の記載

3-3 作業細目

3-3-1 道路台帳平面図の作成

道路台帳平面図の作成は、作業の一部または、全部を道路現況平面図と同時に実施することができる。

図式等については「本要領（案）7-2_図式規程」を準用する。

3-3-2 道路台帳平面図記載項目の調査

- (1) 半径 30 メートル未満の箇所とその半径
平面図上より半径 6 メートル以上、30 メートル未満の箇所を 1 メートル単位で調べる。測定箇所は、車道中心上とする。半径 6 メートル未満はカーブと扱わずに折点として扱う。
- (2) 縦断勾配 8 パーセント以上の箇所とその勾配
縦断勾配が 8 パーセント以上になる箇所については、その傾斜変化点にマーキングを行い上下の比高差及び延長を求めて小数点以下 1 位 (%) までの勾配を求める。また、マーキング箇所は地形測量作業時に数値地形図データ上にプロットしておくこと。
- (3) 道路構造別幅員

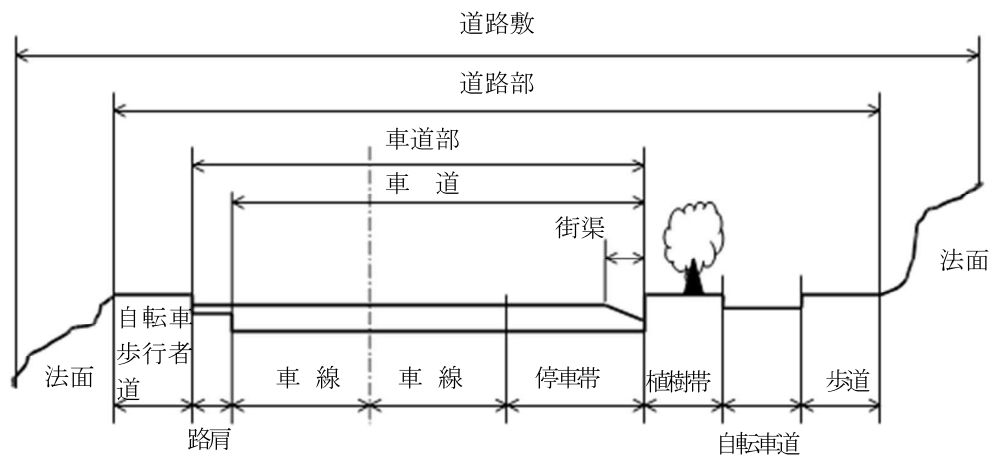
【測定箇所】

- ・原則として道路部内の構造（車道・歩道・中央帯）が各々 50 c m 以上変化する箇所
- ・50 c m 以上変化する箇所が連続している区間では最小、最大の幅員を測定すること
- ・交差点（県道以上との）及び隅切りのある市町村道との交差点の付近
- ・橋・踏切・トンネル及びその前後
- ・上記に該当する箇所がない場合においては 100 m につき 1 箇所測定

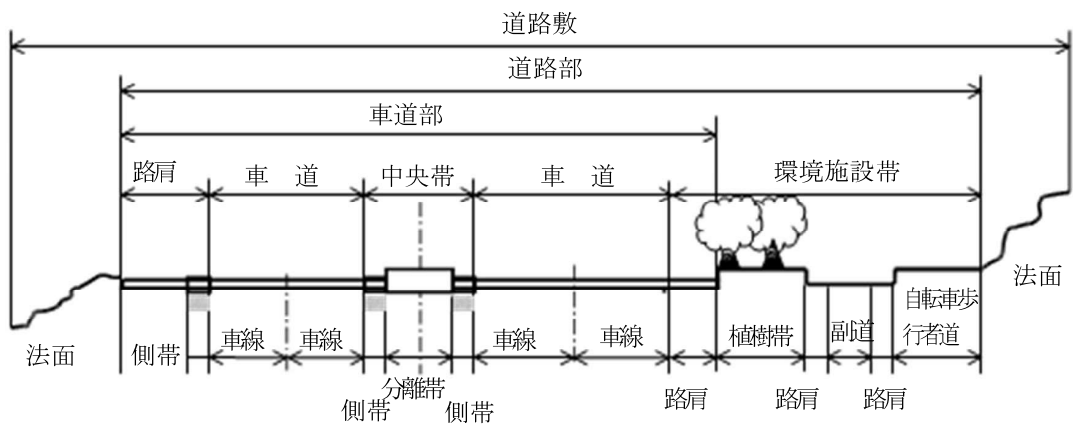
道路台帳平面図

【道路構成別内訳】 <横断面の構成要素とその組合せ>

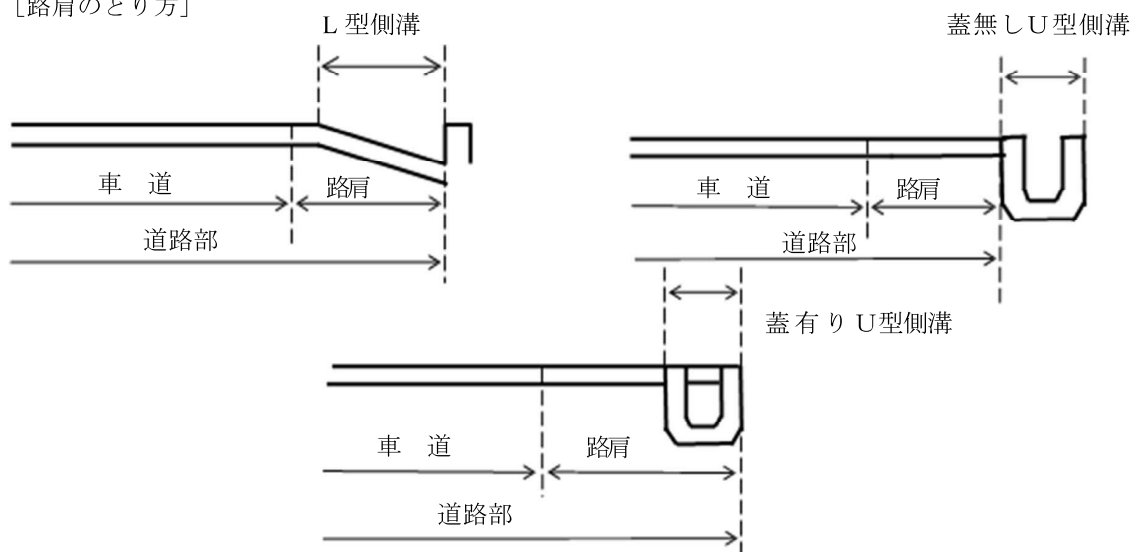
◆ 2 車線の場合



◆ 4 車線の場合

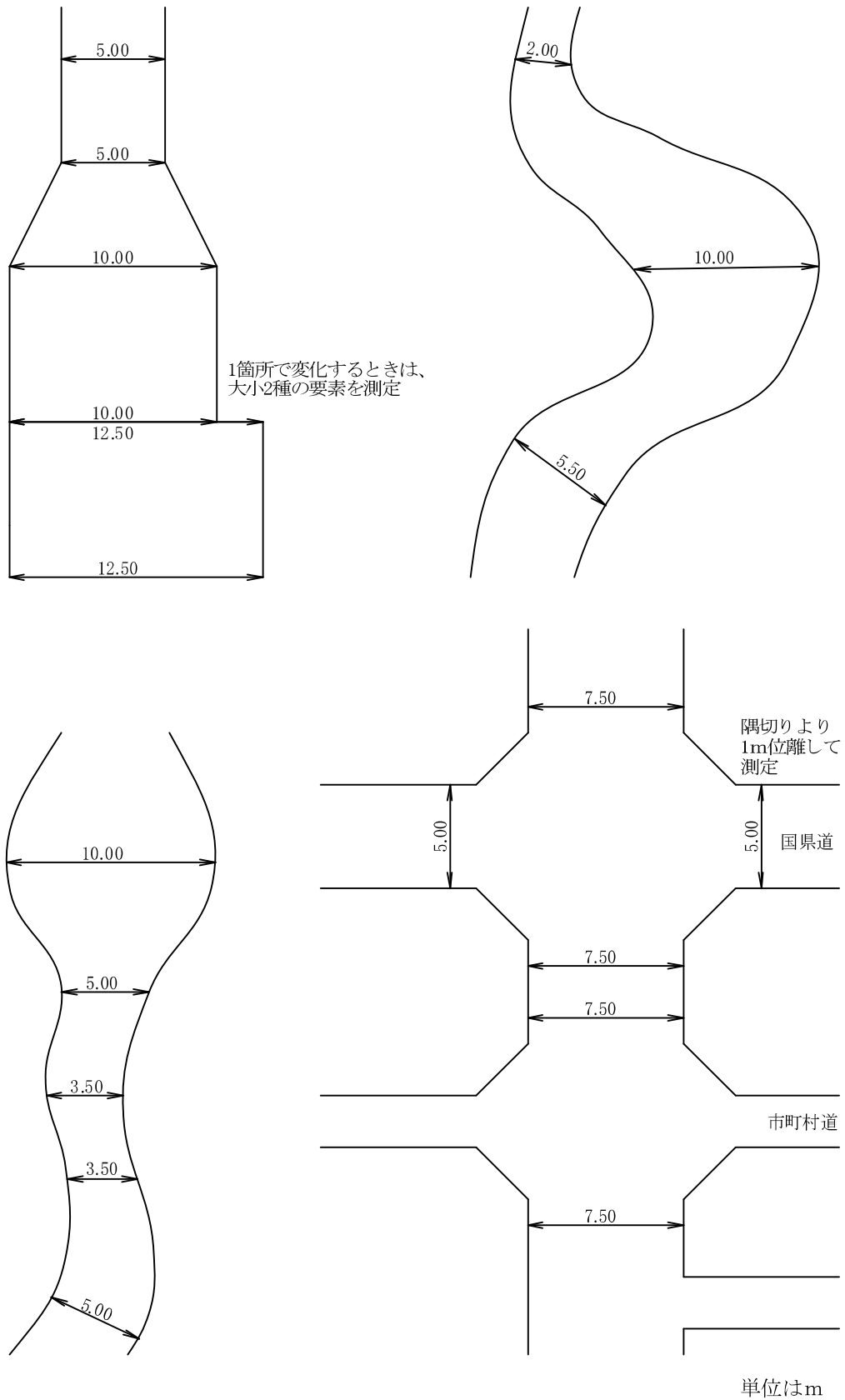


[路肩のとり方]

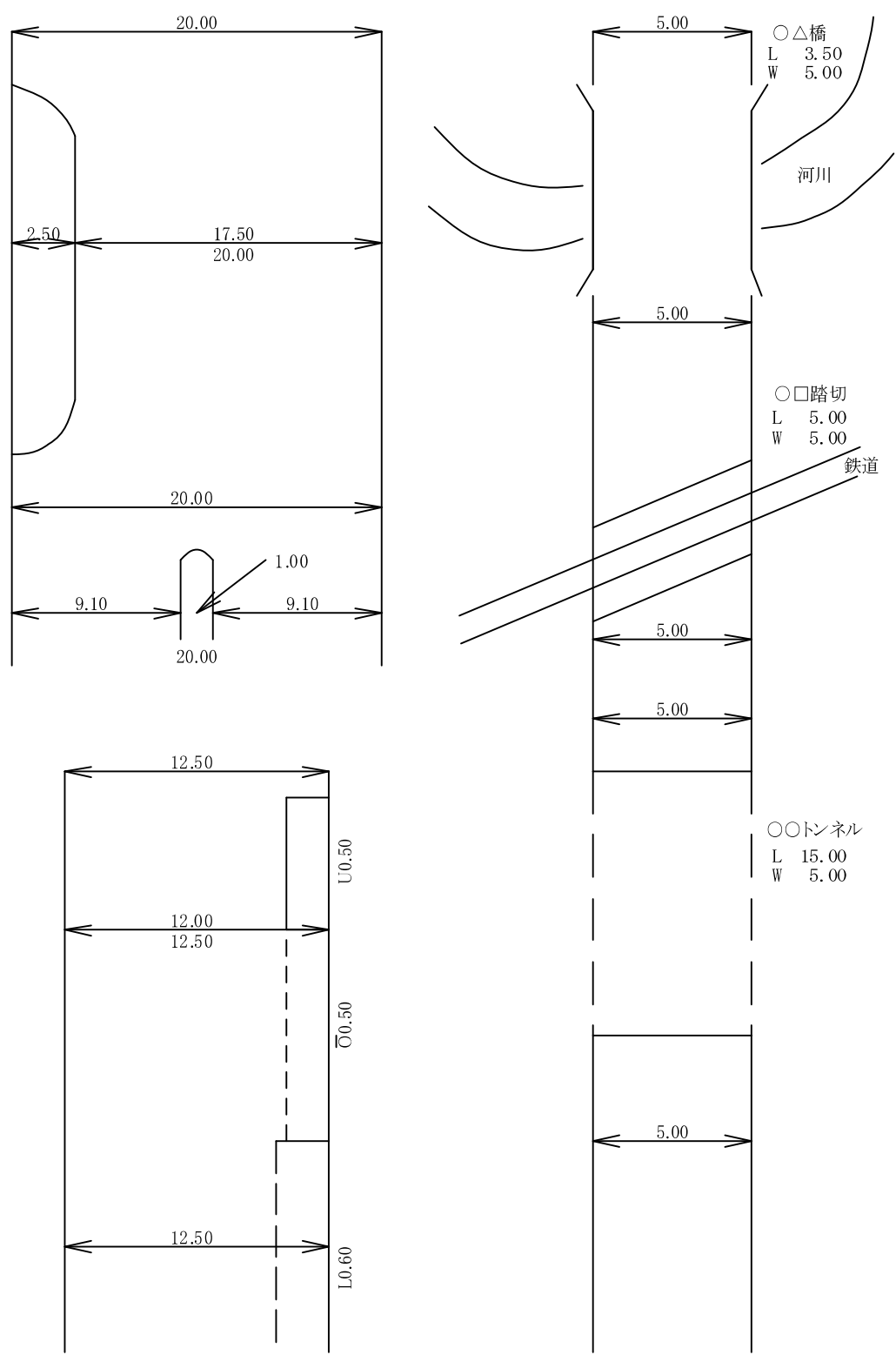


道路台帳平面図

[道路部幅員の測定方法]



道路台帳平面図



単位はm

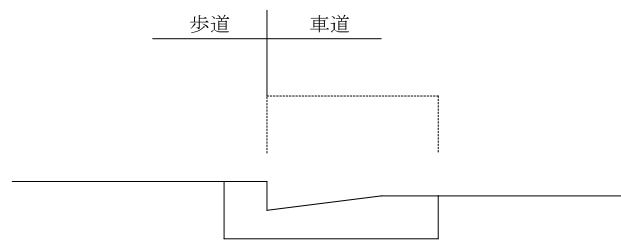
道路台帳平面図

（４）側溝の種類及びその幅

側溝として扱うものは１メートル以下のものとする。
側溝の種類は、次の項目とする。

- ・ L型側溝
- ・ 蓋有りU型側溝
- ・ 蓋無しU型側溝

幅は、外側で測定する。ただし、車道と歩道との境にあるL型側溝を測定するときは下図のとおりとする。



（５）車道及び歩道の路面種類

車道、歩道については、次の種類で路面を調査する。

セメントコンクリート	コンクリート平板
高級アスファルト	防塵処理
簡易アスファルト	砂利道

路面種類の変化点は、道路台帳平面図に明示すること。

（６）道路中心延長

道路中心延長は、車道の中心線上を、起点０メートルとして終点に向かって２０メートルごとに平面図上で設定した距離のこと。（現場での作業はない。）
カーブの箇所では弧の長さを延長とするため、測定するときには充分注意をすること。
２０メートルごとの中心点は道路台帳平面図上に明示すること。

（７）横断測量

監督員より指示のないときは図面の標準的な１箇所、横断測量を行うこと。
横断箇所は、道路台帳平面図上に明示しておくこと。

（８）道路管理者が設置した標識・照明灯

道路台帳平面図

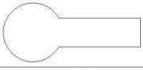
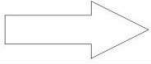
3-3-3 調査項目の記載

(1) 標題及び経歴

作成欄は、新規に図面を作成したときに記載して、それ以後の作業は、全て補正欄に記載する。

(2) 起点及び終点の位置の表示とその地番

- ・起点、終点の位置は、道路管理者の定めた位置とする。
- ・起点では、記号の後端、終点では、記号の先端を、起点、終点の真位置とする。
- ・起点、終点では、左右の隣接地の地番を記載する。
- ・起点、終点の記号は次のとおりとする。

起 点	
終 点	

(3) 交差、もしくは、接道する道路または、重複する道路の主な路線名称

調査路線が、国道または県道及び主な市町村道との交差、もしくは、接続する時はその交差相手路線名称を、記載すること。

例 国道 16 号線
 青梅入間線
 市道 1077 号線

(4) D I D、市街化、調整等の境とその注記

県土整備事務所または、市町村の資料より、D I D、市街化区域、市街化調整区域の境と注記を記載する。

(5) 自動車交通不能区間の境とその注記

最大積載量 4 t の普通貨物自動車が通行できない箇所の境と、その注記を記載する。

(6) 半径 30 メートル未満の箇所とその注記

道路中心線の曲率半径が、6 メートル以上、30 メートル未満の箇所は、記号と注記により記載する。

(7) 縦断勾配 8 パーセント以上の箇所とその数値

縦断勾配 8 パーセント以上の箇所においては、その位置と、その勾配を記載すること。

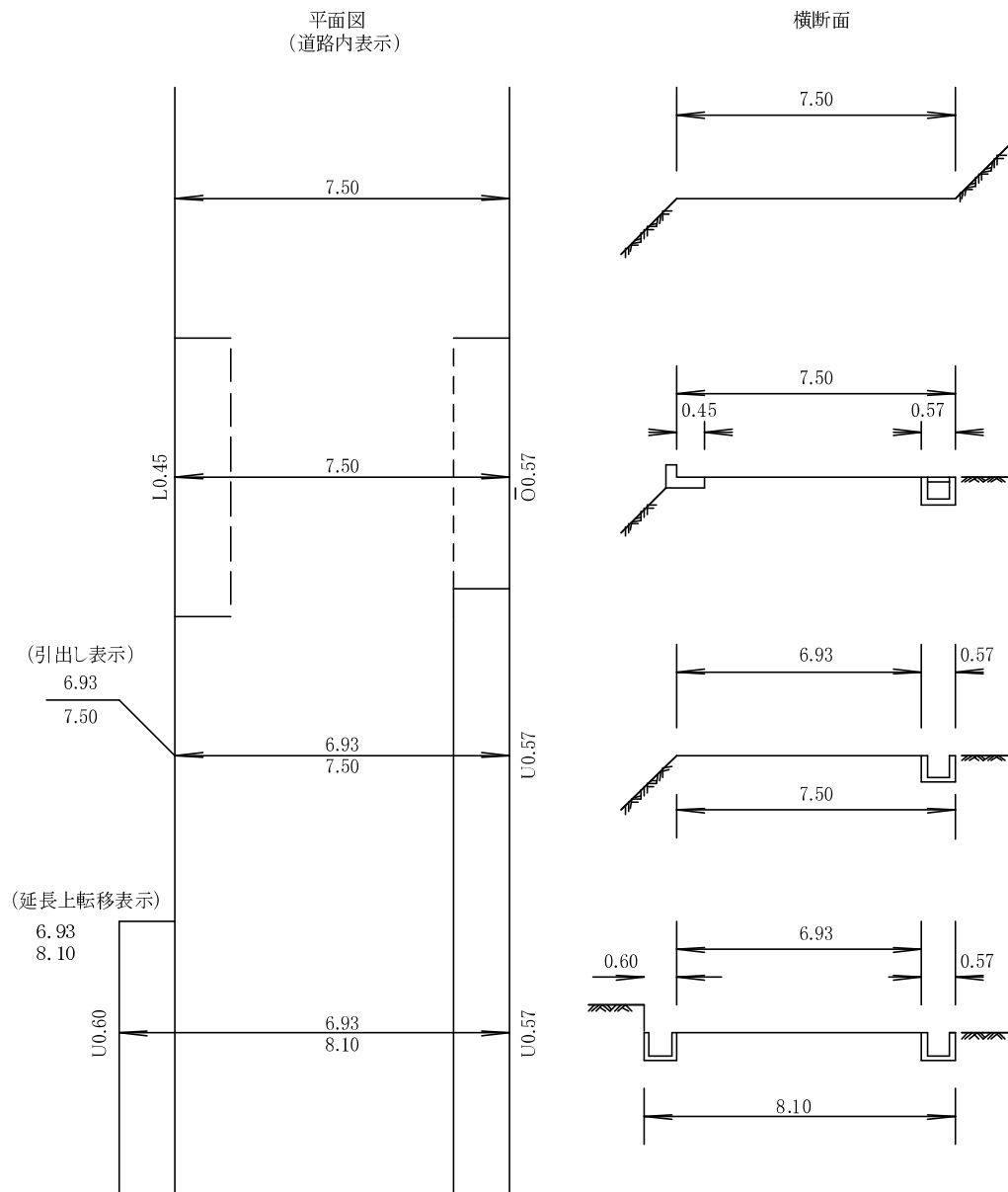
(8) 道路構造別幅員数値

調査された道路構造別幅員は、次の図式により表示する。

- ① 道路は、すべて真幅で表示する。
- ② 幅員測定は、50 センチメートルごと変化点及び構造の変化する箇所とする。
- ③ 測定はセンチメートル単位とし、図面表示はメートル単位で記入

道路台帳平面図

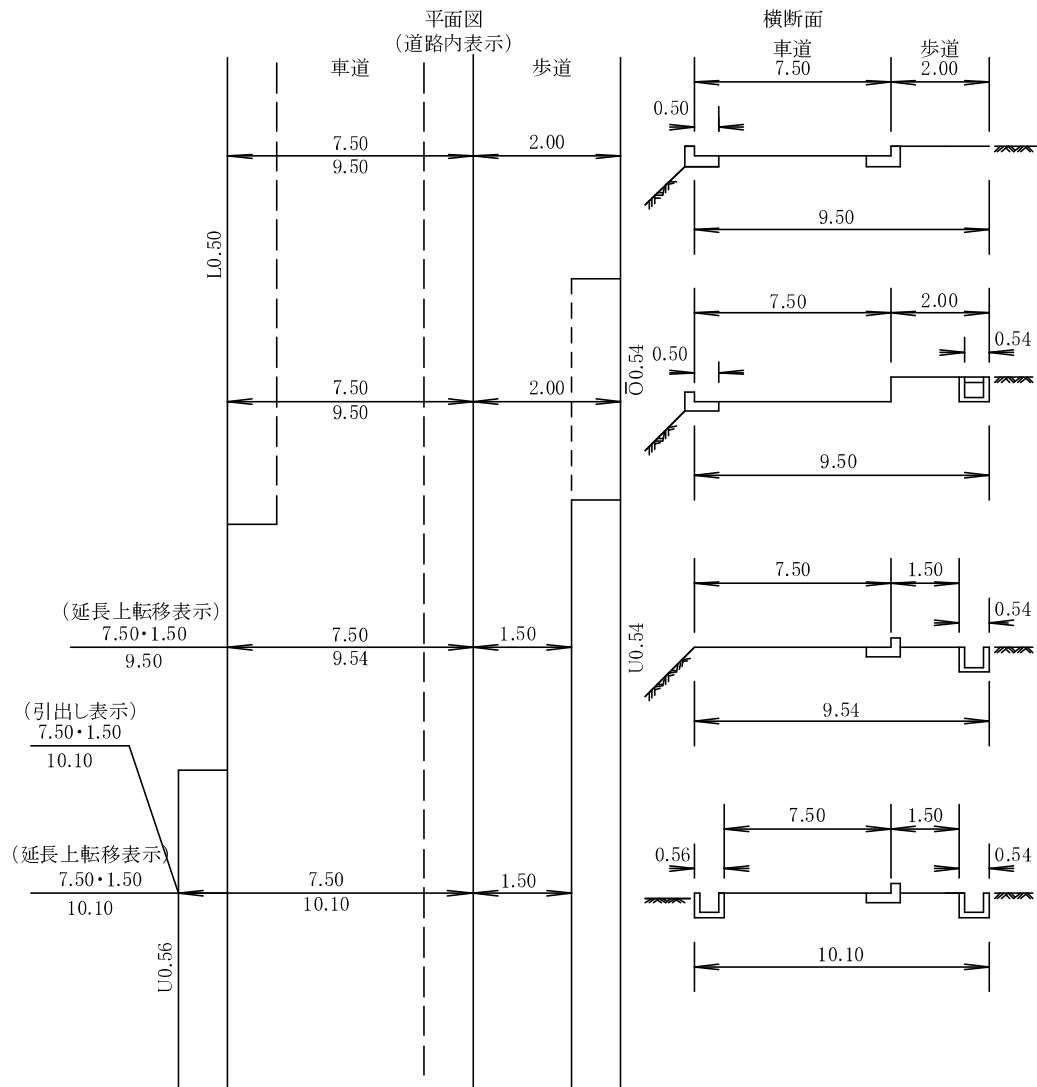
【道路構造別幅員 記載例】



単位はm

道路台帳平面図

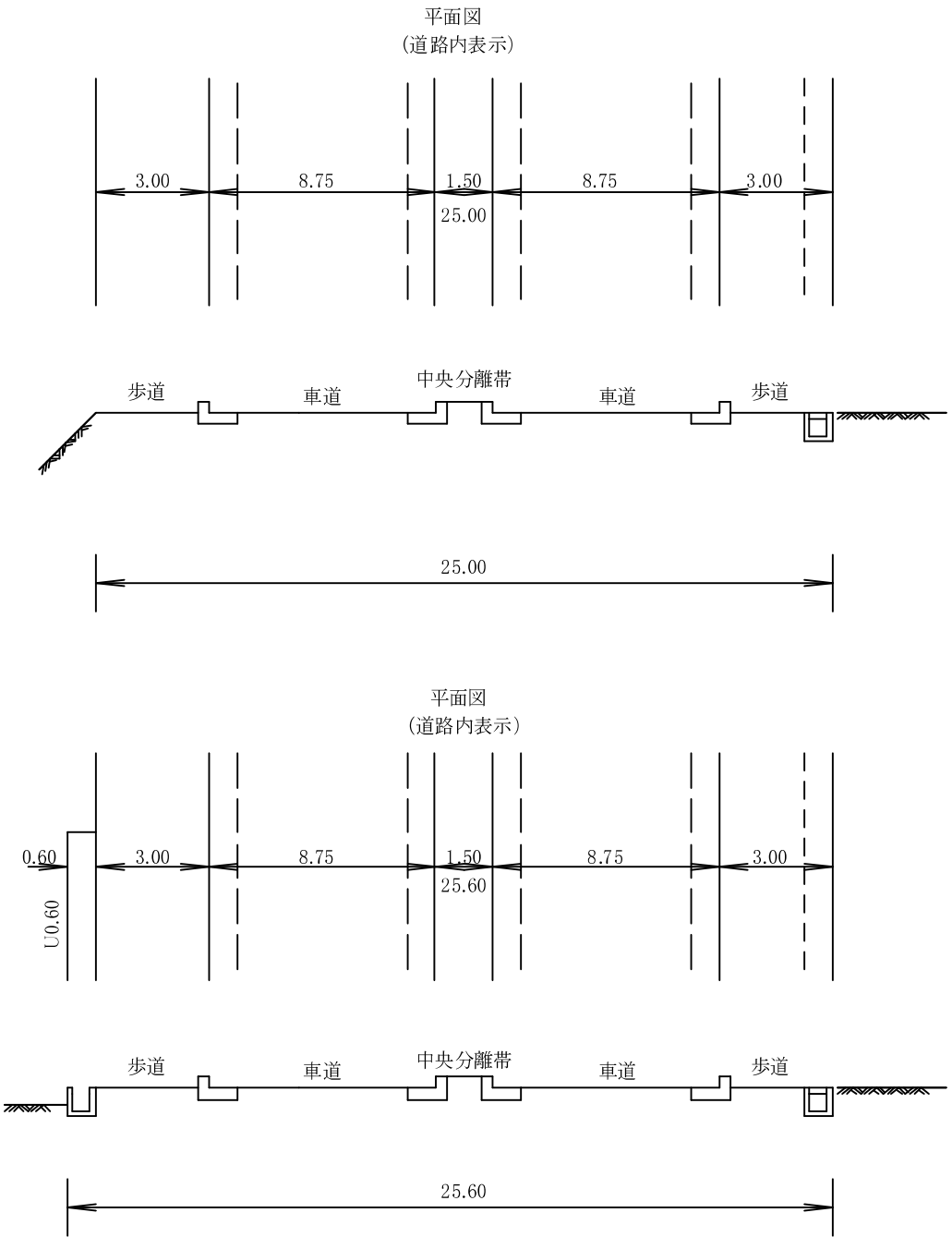
【道路構造別幅員 記載例】



単位はm

道路台帳平面図

【道路構造別幅員 記載例】



単位はm

道路台帳平面図

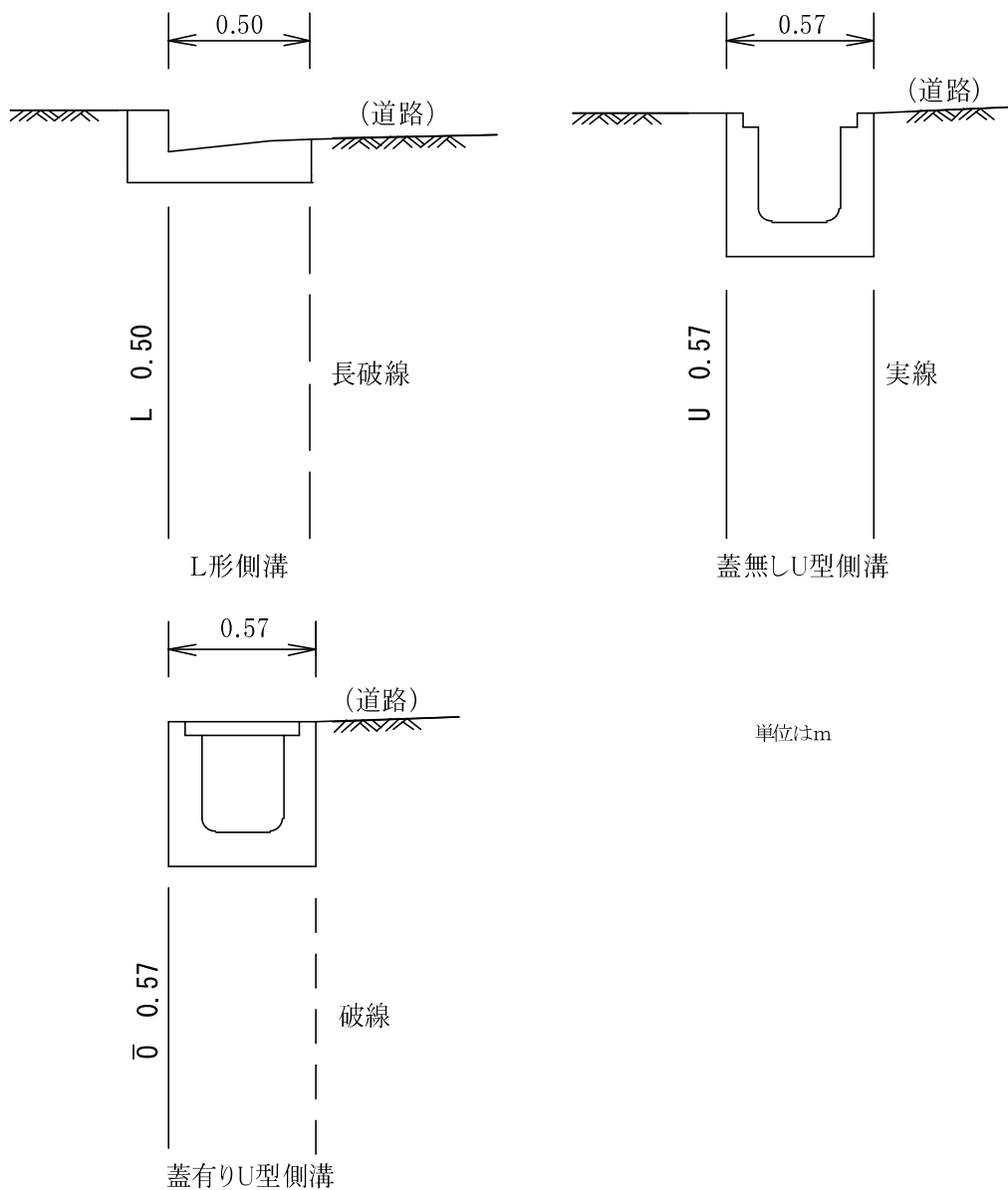
(9) 側溝の種類及び、その幅

[種類記号]

L 型 側 溝	L
蓋有りU型側溝	$\bar{0}$
蓋無しU型側溝	U

[側 溝]

側溝は、L型側溝・蓋有りU型側溝・蓋無しU型側溝に区分する。



道路台帳平面図

(10) 車道及び歩道の路面種別とその境

[種類記号]

舗装	高級	セメントコンクリート 高級アスファルト	C A
	簡易	簡易アスファルト コンクリート平板	K P
未舗装		防塵 砂利	B G

(11) 中心線及び20メートルごとの位置と100メートルごとの中心点の番号

(12) 横断図とその箇所

(13) 境界線または、区域線

境界測量により決まった線を入力する。

境界と兼ねない区域線については別途監督員と協議のうえ線を入力する。

(14) 道路管理者が設置した標識・照明灯

道路台帳平面図

3-4 成果品

- | | |
|------------------------|----|
| ① 道路台帳平面図（数値地形図データ） | 一式 |
| ② 道路台帳図チェックシステムによる点検結果 | 一式 |
| ③ 検査用出力図（点検資料） | 一式 |